

エアアジア・日本の破産手続について

弁護士 上野 保

1 会社の概要

- マレーシアを本拠とするエアアジア・グループに属するLCC（格安航空会社）

- 沿革

2014年 3月	会社設立
2015年10月	航空運送事業許可
2017年10月	中部国際空港・新千歳空港間 就航
2019年 2月	中部国際空港・台湾桃園国際空港間 就航
2019年 8月	中部国際空港・仙台空港間 就航
2020年 8月	中部国際空港・福岡空港間 就航
2020年10月 5日	全路線廃止決定
2020年11月17日	自己破産申立て，保全管理命令発令
2021年 2月24日	破産手続開始決定

1 会社の概要

- 負債内容（破産申立書による）

総額271億円

内訳	公租公課（財団債権）	6億円
	リース債権	119億円
	関係会社債権	82億円
	リファンド債権	3億7000万円
	その他一般債権	5億円

- 債権者数

リファンド債権者数 2万3000名

2 破綻の原因

- 新型コロナウイルス感染症拡大による乗客の減少
- 航空会社としての事業規模
- 計画未達による資金支援者の減少
- 新型コロナウイルス感染症拡大によるエアアジア・グループ全体の経営難

3 保全管理とリース航空機の処理

- 保全管理命令の発令
リース航空機の返還の必要性
- 航空機リース
航空機3機
所有会社 → リース会社 → エアアジア・グループ会社 → A A J
- リース契約・その他関連契約の合意解約
- 航空機のメンテナンスとその費用負担
A A Jの負担を回避するための交渉

4 リファンド債権者の存在

- 倒産手続におけるリファンド債権者の扱い
- エアアジア・グループの対応
- A A Jの株主の対応
- セーフティネットの不存在
- L C Cの特殊性

5 債権者集会の非招集と債権届出の留保

- 東京地方裁判所の運用
- 破産債権への配当の見込みなし かつ 債権者が極めて多数
- 破産管財人によるウェブサイトの開設
- メールを利用した通知
- 手続のIT化

ご清聴ありがとうございました。